

岡山県産婦人科医会会則

昭和41年1月1日
昭和46年11月21日一部改正
昭和50年5月16日一部改正
昭和55年9月21日一部改正
平成11年4月1日一部改正
平成14年5月19日一部改正
平成15年5月18日一部改正
平成23年5月15日一部改正
令和元年5月19日一部改正

(名称及び事務所)

第1条 本会は、岡山県産婦人科医会と称し、事務所を岡山市北区駅元町19番2岡山県医師会内に置く。

(目的と事業)

第2条 本会は、公益社団法人日本産婦人科医会（以下「日本産婦人科医会」）の事業に協力し、母子の生命健康の保護増進を図るとともに、会員相互の研修と福祉に努めることを目的とし、次の事業を行う。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1 母子保健の推進 | 2 母体保護法の適正な運営と啓発 |
| 3 会員の学術研修 | 4 会員の品位向上と福祉の増進 |
| 5 その他目的達成に必要な事業 | |

(会員)

第3条 本会は、母体保護法第14条による指定医師及び本会の目的に賛同する産婦人科医師で会員2人以上の推薦のある者について理事会の承認を得た者を会員とする。

- 2 会員は、本会の運営事業に関して意見をのべることができる。
- 3 本会会員は、同時に日本産婦人科医会会員となるものとする。

(名誉会員)

第4条 本会に名誉会員を置くことができる。

- 2 名誉会員は、本会に特に功労のあった会員のなかから総会の承認を得て決定する。

(会費等)

第5条 会員は、所定の会費及び負担金を納めなければならない。

- 2 特別の事情のある会員については、理事会の承認を得て会費等を減免することができる。
- 3 既に納めた会費は、返還しないものとする。
- 4 会費は、会計年度の初めに一括納入するものとする。
- 5 会費の徴収は、別に定める。

(資格喪失)

第6条 会員は、次の場合は、その資格を失う。

- 1 退会
- 2 死亡
- 3 除名
- 4 2年間会費未納者

(除名)

第7条 会員が本会の名誉を汚したとき又は会則に反する行為のあったときは、総会の議決により除名することができる。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置き、会員のなかから選出する。

- 1 会長 1人
- 2 副会長 2人
- 3 理事 定数は、20人を越えないものとする（会長、副会長含む）
- 4 監事 2人

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、各種会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、会務を監査する。

(代議員)

第10条 本会に代議員及び予備代議員を設ける。

- 2 代議員は、本会を代表し、日本産婦人科医会総会に出席する。

(役員及び代議員・予備代議員の任期並びに選出)

第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、会長は、3期6年（通算を含む。）までとする。

- 2 役員に欠員を生じたときは、必要に応じ、これを補充する。
- 3 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代議員及び予備代議員の任期は2年とし、再選を妨げない。
- 5 役員及び代議員・予備代議員の選出については、別に定める選挙規程による。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高決定機関である。

- 2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 定時総会は、毎年1回、原則として5月に会長がこれを招集し、臨時総会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 総会の招集は、開催10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知しなければならない。但し、緊急の場合を除く。
- 5 会員の4分の1以上の決議により、会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集の請求があった場合、又は監事の連名で請求のあった場合には、会長は、できるだけ早く臨時総会を招集しなければならない。

(総会の成立)

第13条 総会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。但し、委任状は、出席者とみなす。

(総会の議決事項)

第14条 次の事項は、総会の承認又は議決を経なければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りでない。

- ① 収支予算
 - ② 収支決算
 - ③ 事業計画
 - ④ 経費の賦課及び徴収に関する事項
 - ⑤ 重要な財産の造成、管理及び処分
 - ⑥ 会則の変更
 - ⑦ 本会の解散又は合併に関する事項
- 2 前項但し書の場合においては、次の総会又は臨時総会において、その承認又は議決を要する。
- 3 会長は、次の事項を総会に報告しなければならない。
- ① 庶務に関する事項
 - ② 事業に関する事項

(総会の承認及び議決)

第15条 総会の承認及び議決は、出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(理事会)

- 第16条 理事会は、理事を以て構成し、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもってこれを決する。
- 4 監事及び代議員は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 理事会は、通常隔月に開催する。但し、会長は、必要があると認めるときは、臨時理事会を開催することができる。
- 6 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- ① 総会の招集及び提案すべき事項
 - ② 会務運営に関する事項
 - ③ その他会長が必要と認める事項

(顧問及び顧問会議)

- 第17条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 顧問の任期は、会長の任期による。

(特別委員会)

- 第18条 会長は、会務運営上必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 特別委員会は、会長の諮問に応じ、調査研究等の結果を答申するものとする。

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第20条 本会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(会則の変更)

第21条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

本会則は、平成23年5月15日から施行する。